

19 練教学字第 1635 号

平成 20 年 1 月 22 日

練馬区立中学校選択制度検証委員会設置要綱(平成 19 年 12 月 25 日 19 練教学字第 1511 号) 第 2 条の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

平成 20 年 1 月 22 日

練馬区教育委員会

教育長 藺 部 俊 介

記

練馬区立中学校選択制度について検証し、成果、課題および対応策等に関し貴会の意見を求めます。

(説明)

公立小中学校の就学については、従来から通学区域による指定の方法が採られてきました。しかし、昭和 62 年の臨時教育審議会の提言をはじめ、行政改革委員会の提言、旧文部省からの通知等により、学校選択の弾力化が進められ、多くの自治体が学校選択制度を検討・導入してきました。

練馬区においても、平成 15 年 3 月の「21 世紀の練馬の教育を考える懇談会」(平成 13 年 10 月設置)からの答申に基づき、「保護者と生徒の意思を尊重する公平で透明性のある制度」「特色ある学校づくりと区立中学校の活性化」を目的として、平成 17 年度の新入生から中学校選択制度を実施したところです。

選択制度は一般的に、生徒や保護者の意思が尊重されるほか、学校の競争力が高まり特色や魅力の向上、活性化が図られる等の利点の一方で、学校規模の格差や小規模化に伴う弊害等が指摘されてきています。

練馬区の実施後 3 年が経過し、一定の定着が図られているところですが、より良い制度に向けて、制度の検証が必要と考えています。

そこで、制度の趣旨をふまえながら成果や課題を明確にするとともに、その対応策等についてご提言をお願いします。

なお、平成 20 年 7 月までに答申をいただければ幸いです。